平成２１年（フ）第３２４号
兵庫県宝塚市安倉南４丁目７番19―106号、前住所兵庫県宝塚市仁川北２丁目７番１―809号
債務者　秋田美津子（旧姓服部）
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３２５号
兵庫県伊丹市山田２丁目６番19号
債務者　山下　　泉
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第９８号
兵庫県豊岡市江本270番地の９
債務者　友田　浩志
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第９９号
兵庫県豊岡市江本270番地の９
債務者　友田たまき
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第７３号
福岡県築上郡上毛町大字東下1141番地
債務者　川野　利明
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第４８０号
青森市沖館５丁目16番２号
債務者　工藤　美紀
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５６３号
千葉県柏市中央町５番16―604号
債務者　洪本　正喜
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第５６５号
千葉県松戸市松戸新田590番地カプリス206号
債務者　佐藤　尊之
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第５８４号
千葉県松戸市新作1273番地
債務者　手塚　光枝
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第５９７号
千葉県松戸市小金原３丁目18番地小金原団地40棟302号
債務者　青木　伸夫
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第５９８号
千葉県松戸市小金原３丁目18番地小金原団地40棟302号
債務者　青木　和子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６０６号
千葉県松戸市三ケ月1256番地の１新松戸ガーデニア313号
債務者　藤崎　亜矢
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６０９号
千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山３丁目16番56号
債務者　萩野谷勝也
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６１０号
千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山３丁目16番56号
債務者　萩野谷啓子（旧姓伊東）
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１２５号
石川県加賀市山中温泉こおろぎ町ロ154番地３　森と風101号室、従前の住所石川県加賀市山中温泉湯の出町レ９番地　ユザヤアパートメント401号室
債務者　木下建太郎
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第１２９号
石川県加賀市湖城町２丁目275番地　雇用促進住宅２号棟407号室
債務者　井上　重定
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第６１号
兵庫県淡路市志筑2681番地18　県営志筑テラス４
債務者　長野　由香
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係